

耐火れんが、不定型耐火物（耐火モルタル、キャストブル耐火物等）、人造耐火材（マグネシアクリンカー、合成ムライト等）、その他の耐火物（粘土質るつばを含む）

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門は、55年表の行部門「3310-110耐火れんが」と「3310-190その他の耐火物」を統合。また、55年表の行部門「3390-900その他の土石製品」のうち人造耐火材を本部門に統合。

列部門	2599-02	その他の建設用土石製品
行部門	2599-021	その他の建設用土石製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類253「建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類2596「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、吸音ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦（いぶしかわら、うわ葉かわら、塩焼かわら）、普通れんが、陶管

列部門	2599-03	炭素・黒鉛製品
行部門	2599-031	炭素・黒鉛製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類256「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電極（人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト）、炭素棒（ガウジング用、電池用等）、ブラシ（人造黒鉛質、金属黒鉛質等）、不浸透製炭素、黒鉛るつば、特殊炭素製品

〔注意点〕

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「3390-10、-100炭素製品」から「2599-03、-031炭素・黒鉛製品」に変更。

なお、55年表で本部門に含まれていたピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2599-04	研磨材
行部門	2599-041	研磨材

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類257「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

天然研磨材、人造研磨材、研削砥石、研磨布・紙

列部門	2599-09	その他の窯業・土石製品
行部門	2599-091	石綿製品
	2599-099	その他の窯業・土石製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2582「人工骨材製造業」、2583「石工品製造業」、2584「けいそう土・同製品製造業」、2585「鉱物・土石粉碎等処理業」、2591「ほうろう鉄器製造業」、2592「七宝製品製造業」、2593「人造宝石製造業」、2594「ロックウール・同製品製造業」、2595「石綿製品製造業」、2597「石灰製造業」、2598「鋳型製造業（中子を含む）」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

石綿製品：石綿糸、石綿布、ジョイント・シート、石綿板、ブレーキライニング、石綿保温材

その他の窯業・土石製品（除別掲）：ほうろう鉄器（台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等）、石灰（生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等）、その他の土石製品（人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品）、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品（うわ葉、雲母板等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の「3390-30石綿製品」を統合し、行部門「2599-091石綿製品」として特掲。また、「3502-90その他の金属製品」のうちほうろう鉄器、「3990-50身辺細貨品」のうち七宝製品、人造宝石を「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合。なお、55年表で本部門に含まれていた人造耐火材を「2199-01耐火物」に統合。

7 鉄鋼，非鉄金属，金属製品

列部門	2611-01	鉄鉄
行部門	2611-011	鉄鉄

（通商産業省）

高炉鉄及び高炉によらない鉄鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

なお、生産工程において発生する高炉ガス、高炉ガス灰、鉍滓バラスト、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」、「0621-099その他の窯業原料鉱物」、「0622-011砂利・採石」及び「2011-029その他の単質肥料」

を競合部門とする。

〔生産物例示〕

高炉鉄，電気炉鉄，木炭高炉鉄，原鉄，純鉄，ベースメタル

列部門	2611-02	フェロアロイ
行部門	2611-021	フェロアロイ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2623「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生するガス、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」及び「2011-029その他の単質肥料」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

フェロアロイ、ニッケルルッペ、金属マンガ、酸化モリブデンブリケット

列部門	2611-03	粗鋼（転炉）
行部門	2611-031	粗鋼（転炉）

(通商産業省)

転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する鋳滓は副産物扱いとし、「0622-011砂利・採石」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

普通鋼粗鋼（転炉によるもの）、特殊鋼粗鋼（転炉によるもの）

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「2611-03、-031粗鋼」から分割。

列部門	2611-04	粗鋼（電気炉）
行部門	2611-041	粗鋼（電気炉）

(通商産業省)

電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

普通鋼粗鋼（電気炉によるもの）、特殊鋼粗鋼（電気炉によるもの）

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「2611-03、-031粗鋼」から分割。

行部門	2612-011P	鉄屑
-----	-----------	----

(通商産業省)

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生

する鉄屑とする。

〔注意点〕

本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列部門	2621-01	熱間圧延鋼材
行部門	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(通商産業省)

鋼半製品、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとし、輸出用及び在庫純増のみを生産額として計上する。

〔生産物例示〕

普通鋼形鋼：鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼

普通鋼鋼板：厚板、中板、薄板

普通鋼鋼帯：冷延用鋼帯、その他用鋼帯

普通鋼小棒：小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼

その他の普通鋼熱間圧延鋼材：軌条、大形・中形棒鋼、管材、パーインコイル、線材、外輪

特殊鋼熱間圧延鋼材：工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、

ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張

力鋼、高マンガ鋼、合わせ鋼材

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3415-010普通鋼熱間圧延鋼材」を「2621-011普通鋼形鋼」、「2621-012普通鋼鋼板」、「2621-013普通鋼鋼帯」、「2621-014普通鋼小棒」及び「2621-015その他の普通鋼熱間圧延鋼材」に分割。

列部門	2622-01	鋼管
行部門	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(通商産業省)

熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

普通鋼鋼管：普通鋼熱間鋼管（継目無鋼管、電縫鋼管、電

弧溶接鋼管等）、普通鋼冷けん鋼管、普通鋼めっき鋼

管

特殊鋼鋼管：特殊鋼熱間鋼管（継目無鋼管，電縫鋼管，電弧溶接鋼管等），特殊鋼冷けん鋼管

列部門	2623-01	冷間仕上鋼材
行部門	2623-011	冷間仕上鋼材

（通商産業省）

冷間ロール成型形鋼，磨帯鋼，磨棒鋼，冷延鋼板，冷延広幅帯鋼，冷延電気鋼帯，鉄線，冷間圧造用炭素鋼線，硬鋼線，溶接棒心線，PC鋼線，ピアノ線，ステンレス鋼線，その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列部門「3417-00冷間仕上及びめっき鋼材」を「2623-01冷間仕上鋼材」及び「2623-02めっき鋼材」に分割。

列部門	2623-02	めっき鋼材
行部門	2623-021	めっき鋼材

（通商産業省）

ブリキ，亜鉛めっき鋼板，針金，亜鉛めっき硬鋼線，クロムめっき鋼板，アルミめっき鋼板等の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列部門「3417-00冷間仕上及びめっき鋼材」を「2623-01冷間仕上鋼材」及び「2623-02めっき鋼材」に分割。

列部門	2631-01	鍛鋼
行部門	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鍛鋼

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2661「鍛鋼製造業」及び2663「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（打放）

鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（鍛放）

〔注意点〕

列部門は，昭和60年表において，55年表の列部門「3418-10鍛鋼」及び「3418-20鍛鋼」を統合。

列部門	2631-02	鍛鋼
行部門	2631-021	鍛鋼

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2672「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

直管（普通・強じん鍛鋼），異形管（普通・強じん鍛鋼）

列部門	2631-03	鍛鋼及び鍛鋼品（鉄）
行部門	2631-031	鍛鋼品
	2631-032	鍛鋼品（鉄）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2662「鍛鋼製造業」，2671「鍛鋼製造業（鍛鋼品，可鍛鍛鋼を除く）」及び2673「可鍛鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鍛鋼品：鍛鋼品，球状黒鉛鍛鋼，合金鍛鋼，可鍛鍛鋼，精密鍛造品，可鍛鍛鋼製鉄管継手

鍛鋼品（鉄）：鍛鋼品（自動車用，産業機械器具用等）

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の行部門「3502-100家庭用金属製品」のうち日用品鍛鋼品，日用品可鍛鍛鋼品を「2631-031鍛鋼品」に統合。

列部門	2649-01	鉄鋼シャースリット業
行部門	2649-011	鉄鋼シャースリット業

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2692「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列・行部門「3418-90，-900その他の鉄鋼製品」から分割・特掲。

列部門	2649-09	その他の鉄鋼製品
行部門	2649-099	その他の鉄鋼製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2691「鉄粉製造業」及び2699「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鉄粉，純鉄圧延ペレット，PC鋼より線

〔注意点〕

① 昭和60年表において，55年表の列・行部門「3502-90，-900その他の金属製品」に含まれていたPC鋼より線を本部門に統合。

② 昭和60年表において，55年表で本部門に含まれていた鉄

鋼シャースリット業を「2631-04、-041鉄鋼シャースリット業」として分割・特掲。

列部門	2711-01	銅
行部門	2711-011	銅

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2711「銅第1次製練・精製業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

昭和60年表において、行部門の名称を55年表の「3421-110電気銅」から「銅」に変更。

列部門	2711-02	鉛(含再生)
行部門	2711-021	鉛(含再生)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2712「鉛第1次製練・精製業」及び2721「鉛第2次製練・精製業(鉛合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

鉛, 再生鉛, 減摩合金, はんだ

[注意点]

昭和60年表において、55年表の行部門「3421-210鉛」及び「3421-220再生鉛」を統合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-03	亜鉛(含再生)
行部門	2711-031	亜鉛(含再生)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2713「亜鉛第1次製練・精製業」及び2722「亜鉛第2次製練・精製業(亜鉛合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

亜鉛, 再生亜鉛, 亜鉛合金

[注意点]

昭和60年表において、55年表の行部門「3421-310亜鉛」及び「3421-320再生亜鉛」を統合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-04	アルミニウム(含再生)
行部門	2711-041	アルミニウム(含再生)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2716「アルミニウム第1次製練・精製業」及び2723「アルミニウム第2次製練・精製業(ア

ルミニウム合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

アルミニウム地金, アルミナ, 水酸化アルミ, アルミニウム再生地金, アルミニウム合金

[変更点]

昭和60年表の行部門「2711-041アルミニウム」及び「2711-042再生アルミニウム」を統合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-09	その他の非鉄金属地金
行部門	2711-099	その他の非鉄金属地金

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2714「貴金属第1次製練・精製業」, 2715「ニッケル第1次製練・精製業」, 2717「チタン第1次製練・精製業」, 2718「ウラン・トリウム第1次製練・精製業」, 2719「その他の非鉄金属第1次製練・精製業」及び2729「その他の非鉄金属第2次製練・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

金地金, 銀地金, チタン, タングステン, すず, アンチモン, 金再生地金, 金合金, 銀再生地金, 銀合金, 銅再生地金, 銅合金

行部門	2712-011 P	非鉄金属屑
-----	------------	-------

(通商産業省)

製造業の生産活動及び最終需要(輸入を含む)部門で発生する非鉄金属屑とする。

[注意点]

本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設ける。

列部門	2721-01	電線・ケーブル
行部門	2721-011	銅電線
	2721-012	アルミ電線
	2721-013	ケーブル

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類275「電線・ケーブル製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

ケーブル: 通信用電線・ケーブル, 電力用電線・ケーブル

[注意点]

昭和60年表において、行部門は55年表の行部門「3705-010銅電線・ケーブル」及び「3705-020アルミ電線・ケーブル」

を再編。

列部門	2722-01	伸銅品
行部門	2722-011	伸銅品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2731「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

銅, 黄銅, 青銅等の伸銅品

列部門	2722-02	アルミ圧延製品
行部門	2722-021	アルミ圧延製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2733「アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

アルミニウム板, アルミニウム円板, アルミニウム条, アルミニウム管, アルミニウム棒, アルミニウム型材, アルミニウム線, アルミニウムはく

[注意点]

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「3423-00, -000アルミ圧延」から「アルミ圧延製品」に変更。

列部門	2722-03	非鉄金属鑄鍛造品
行部門	2722-031	非鉄金属鑄鍛造品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類274「非鉄金属鑄物製造業」及び細分類2792「非鉄金属鍛造品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

銅合金鑄物, 軽合金鑄物, 亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト, 精密鑄造品, 鍛工品(アルミニウム)

[注意点]

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3502-10, -100家庭用金属製品」に含まれていた非鉄金属鑄物(機械用を除く)を本部門に統合。また, 部門の名称を55年表の「3429-10, -100機械用鑄鍛造品(非鉄)」から「非鉄金属鑄鍛造品」に変更。

列部門	2722-04	核燃料
行部門	2722-041	核燃料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2791「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2722-09	その他の非鉄金属製品
行部門	2722-099	その他の非鉄金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2732「鉛・同合金圧延業(押出しを含む)」, 2739「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)」及び2799「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

鉛管, 鉛板, 鉛合金伸線, 亜鉛製品, 金・銀・白金・ニッケル等の展伸材, 非鉄金属合金粉

[注意点]

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「3429-90, -900その他の非鉄金属一次製品」から「その他の非鉄金属製品」に変更。

列部門	2811-01	建設用金属製品
行部門	2811-011	建設用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2841「建設用金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

鉄骨, 軽量鉄骨, 橋りょう, 鉄塔, 水門, 階段

[注意点]

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「3501-19, -190その他の鉄構物」から「建設用金属製品」に変更。

列部門	2812-01	建築用金属製品
行部門	2812-011	建築用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2842「建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

アルミニウム製サッシ・ドア, その他の金属製サッシ・ドア, シャッター, メタルラス, カーテンウォール, 金属製日よけ, 建築用板金製品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3501-11軽量鉄骨系パネル」、3501-21金属製ドア・シャッター」及び「3501-29その他の建設用金属製品」に含まれていた建築用金属製品を統合。

列部門	2891-01	ガス・石油機器及び暖房機器
行部門	2891-011	ガス・石油機器及び暖房機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2832「ガス機器・石油機器製造業」、2833「温風・温水暖房装置製造業」及び2839「その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ガスこんろ・風呂がま・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器、ガス・石油機器・暖房機器の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3501-291建設設備用金属製品」から分割。

列部門	2899-01	ボルト・ナット・リベット及びスプリング
行部門	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類288「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2892「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3501-29その他の建設用金属製品」に含まれていたボルト・ナット・リベット、「3502-90その他の金属製品」に含まれていた小ねじ・木ねじ及び「3606-90その他の機械・同部分品」に含まれていた金属製スプリングを統合。

列部門	2899-02	金属製容器及び製缶板金製品
行部門	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類281「ブリキ缶・その他めっき板等製品製造業」及び細分類2843「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ドラム缶、18ℓ缶食缶、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高压容器（ボンベ）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3502-90、-900その他の金属製品」から分割・特掲。

列部門	2899-03	配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類
行部門	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末冶金製品
	2899-033	刃物及び道具類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2822「機械刃物製造業」、2823「利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）」、2824「作業工具製造業（やすりを除く）」、2825「やすり製造業」、2826「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2827「農器具製造業（農業用機械を除く）」、2831「配管工専用附属品製造業（バルブ、コックを除く）」及び2861「粉末や金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

配管工事付属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末冶金製品：機械部分品（粉末冶金によるもの）、超硬チップ

刃物及び道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具（ほう丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等）、やすり、作業工具（手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等）、農器具（すき、くわ、かま等）、農器具部分品

〔注意点〕

昭和60年表において、以下の変更を行っている。

- ① 行部門の「配管工事付属品」は、55年表の行部門「3501-291建設設備用金属製品」から分割。
- ② 行部門の「粉末冶金製品」は、55年表の行部門「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。
- ③ 行部門の「刃物及び道具類」は、55年表の行部門「3502-200道具類」に含まれていた空気動工具を「3019-031機械工具」に統合し、「3502-100家庭用金属製品」に含まれていた刃物を本部門に統合。

列部門	2899-09	その他の金属製品
行部門	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2821「洋食器製造業」、2829「その他の金物類製造業」、小分類285「金属プレス製品製造業」、細分類2862「金属製品塗装業」、2863「溶融めっき業（鋼材めっき業を除く）」、2864「金属彫刻業」、2865「電気めっき業（鋼材めっき業を除く）」、2866「金属熱処理業」、2869「その他の金属表面処理業」、小分類287「金属線製品製造業（ねじ類を除く）」、細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品（打抜・プレス機械部分品、王冠等）

金属線製品：くぎ、金属製金網、鋼索、電気溶接棒

その他の金属製品（除別掲）：金属洋食器、金物（かぎ、錠、建築用金物、架線金物等）、金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製押し出しチューブ、金庫の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、以下の変更を行っている。

- ① 行部門の「金属プレス製品」は、55年表の行部門「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。
- ② 行部門の「金属線製品」は、55年表の行部門「3501-299その他の建設用金属製品（除別掲）」及び「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。また、PC鋼より線を「2631-099その他の鉄鋼製品」に統合。
- ③ 行部門の「その他の金属製品（除別掲）」は、55年表の行部門「3501-291建設設備用金属製品」、「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。併せて、「2600-200金属製家具」に含まれていた金庫、「3606-900その他の機械・同部分品」に含まれていた金属製パッキンを本部門に統合。また、針、ピン、スナップ、魔法びんは「3919-099その他の製造工業製品」に、鉄鋳物は「2631-031鉄鋳品」に、非鉄鋳物、ダイカストは「2722-031非鉄金属鋳鍛造品」に、ほうろう鉄器は「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」にそれぞれ統合。

8 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他

列部門	3011-01	ボイラ
行部門	3011-011	ボイラ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3011-01、-011ボイラー・タービン」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100原動機・ボイラー」から「ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-02	タービン
行部門	3011-021	タービン

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2912「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3011-01、-011ボイラー・タービン」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100原動機・ボイラー」から「ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-03	原動機
行部門	3011-031	原動機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品